

報 告 書

平成 23 年 3 月 1 日

ゆうちょ財団事業活動検討委員会

ゆうちょ財団事業活動検討委員会報告書

はじめに

ゆうちょ財団(以下、「財団」という)においては、平成22年度事業計画に基づき、財団の目的、取り巻く環境の変化等を踏まえ、郵便局におけるサービスの公共性・公益性等も視野に入れながら、保有資産の有効活用策などの財団の事業活動の在り方について検討を行うこととした。その際、事業活動の現状、経緯等にとらわれず、多角的な観点から、専門性が高い議論を行うため、各分野の有識者の参加が不可欠と判断し、2010年5月、学識経験者等有識者と財団経営陣から構成されるゆうちょ財団事業活動検討委員会(以下、委員会という)を設置した。

I 検討事項

委員会においては、以下の二点が検討事項とされた。

- ① 財団の事業活動の現状・課題及び会計検査院からの財団保有財産の帰属のあり方に関する指摘、郵政改革の方向、新公益法人制度への対応等環境変化を踏まえた保有資産有効活用等のための今後の財団の事業活動のあり方
- ② 上記①を踏まえた郵便局におけるサービスの公共性・公益性の増進に資する新たな事業展開の具体的方策

II 提言

委員会においては、五回の会合を開催し、財団の現状と課題に関する聴取、日本郵政株式会社からの公益的・公共的活動等に関するヒヤリング、委員からの郵政改革の方向、新公益法人制度改革、金融教育の現状と課題等に関する報告等を実施し、これらを基に、今後の事業活動の在り方と新たな事業展開の具体的方策について議論を行い、意見の集約を図った結果、以下の通り、提言を取りまとめた。

1 提言具体化のための視点

委員会において、議論や検討を行うに当たっては、以下の視点を踏まえることとしたが、これら視点は、今後、財団において提言を具体化する際にも配慮することが妥当であると考えられる。

- ① 今後の事業活動を検討するに当たっては、国による郵政事業が郵便貯金振興会(平成15年3月まで認可法人であった財団の前身の郵便貯金振興会をいう。以下、「郵貯振興会」という)にメルパルク施設運営事業を委託した結果生じたという資産形成の過程を踏まえて、国民福祉の向上に資するように、財団の保有する資産の有効活用を議論する視点が重要であることに配慮する。
- ② 財団法人の資産形成における寄付者の意思は、一般的に、寄附行為に体现されているものと考えられるので、財団の寄附行為に規定されている目的・事業の範囲を基本的に逸脱しないように配慮する。

- ③ 財団の今後の事業活動については、日本郵政の公益的・公共的な事業活動との役割分担、相互補完関係を見極め、日本郵政が十分に取組むことが難しい分野・施策を支援・補完することを念頭に置くように配意する。但し、重複は出来るだけ回避する。
- ④ 上記③を踏まえ、これまで日本郵政等郵政事業が実施してきた公益的・公共的な活動で、依然としてその存在意義があるにもかかわらず、現在、廃止された事業、又は実施が縮減された事業について、財団が実施ないしサポートができないかという視点も考慮する。
- ⑤ 財団がこれまで行ってきた事業及び有している人的物的資産を踏まえ、これらを更に発展させ、有効に機能させるという方向性も考慮する。

2 今後の事業活動の在り方

財団設立の経緯、寄附行為、現在の事業活動実施状況、これまでの実績、保有する資産・人材等を踏まえ、今後の事業活動において、新たに取り組み、又は拡充する主な分野・領域として、以下の諸点を検討するのが望ましいと考える。

① 個人金融等の分野を中心とした実践的かつ戦略的な調査研究

財団は、前身の郵貯振興会時代から、個人金融等の分野を中心とした研究及び関連のデータ収集等専門的な調査を継続的に実施してきたが、これらの活動は他の機関では行われておらず、その成果が有効に活用されているか、広範に提供されているかなどを検証しつつ、今後とも取組むことが必要であると考えます。

一方、郵政事業全般に関する調査研究分野については、民営化を機に、日本郵政グループにおいては郵政総合研究所を廃止するなど当該活動を停止したことから、これを補完するため、金融分野に留まらず、郵政事業全般にわたる調査研究に領域を拡大して取組むことが必要ではないかと考える。

その際、これまで、理論的・専門的な調査研究が主体であったが、今後は、その成果が、各方面における国民生活の改善、地域活性化の推進、各般の政策提言などの活動に、これまで以上に直接的に生かされるような実践的かつ戦略的な研究及び、定点で継続的にデータを収集する定点観測や多数の国や地域において同じフォーマットでデータを収集する多点観測などの手法も取り入れた調査に、その領域を拡充することが必要ではないかと考える。

② 金融教育・金融相談及びこれに関連する講師等人材の育成・確保

郵政事業においては、郵便貯金を主要な事業としていたことから、国民利用者の金融教育・金融相談については従来から注力してきたところであり、財団も、前身の郵貯振興会時代から、暮らしの相談センター運營業務を受託して実施し、関連のセミナー・講演会等を開催するなど、側面から協力支援を行ってきたところである。しかしながら、民営化を機に、日本郵政グループにおいては、この取り組みを縮小し、自社商品の苦情相談等に集約しており、併せて、民営化により、傘下のゆうちょ銀行は一般の金融機関と同様の扱いとなったため、公平中立な立場からきめ細かな金融教育・

金融相談に応じることは困難になったものと思慮される。

一方、金融商品の複雑化、消費者金融の拡大などに伴い、金融教育・金融相談の充実強化が喫緊の課題とされ、金融庁、金融広報中央委員会、東京証券取引所等においてこの取り組みが強化・拡充されてきたが、その中心は小中高校生を主体とした学校教育であり、社会人向け、とりわけ高齢者向けの教育・相談活動は手薄となっているのが現状である。

そこで、これまでの暮らしの相談センター運營業務のノウハウ・経験を生かし、公益法人としての公平中立な立場から、自己資産の社会貢献的な活用、金融被害の縮小等幅広い観点で踏まえた、社会人向け、とりわけ高齢者向けの金融教育・金融相談を実施することは、新たな事業活動として取り組むに値するのではないかと考える。その際、これら活動の中心的な役割を果たす講師、相談員等の人材の育成・確保が重要になるものと思慮するので、この点についても、併せて検討が必要ではないかと考える。

併せて、これに関連して、近年、個人の資産運用に関する関心が高まる中、自己資産を、地域社会の活性化、環境対応等社会の発展に貢献できるように運用したいという意向も高まりつつあるものと考えられるが、関連の情報の入手が容易でないため、十分にその意思を実現できていないケースも多く見られる。このため、例えば、環境整備を目的としたミニ公募債など社会貢献に資する資産の活用方策等について情報収集し、特に高齢者向けにその情報の提供を行うことは、そのような投資を拡大させ、引いては社会全体の発展に寄与することから、公益事業としてふさわしいのではないかと考える。

③ 個人金融に直結するマイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスに掛かる活動の支援

近年、わが国のみならず、新興国を中心に多くの国において、個人や中小企業等が必要とする小口金融について、わずかな資金がなくて起業ができない人々や、安定的な収入を欠いて貧困に留まる人々が多数存在していることから、少額の融資を行い、これを収益事業化する取り組みや就業支援する取り組みが行われている。一方、安易な貸し出しビジネスが多重債務を引き起こし、個人生活の破綻や企業の倒産を誘発して社会問題化してきた側面も否めない。このようなマイクロファイナンスに掛かる問題の解決に向けて、内外のNPO、NGO等が着実でかつ精力的な取り組みを行っているが、その活動実態の把握・分析、活動団体同士の相互交流、成功事例の展開など結節点となる活動については、脆弱なのが実情である。そこで、財団としては、個人金融に直結する取り組みとして、このような結節点となる活動に取り組むことも、公益目的の達成のためにふさわしいのではないかと考える。

④ 郵便局と連携した地域活性化策、地域防災対策等コミュニティ強化に関する取り組みへの支援

財団の資産が郵便貯金の利用者、引いては郵便局全体の利用者によって形成されたことは、その事業の経緯から明らかであり、財団としては、その活動を通じて保有す

る資産をこれら利用者に何らかの形で還元することを目指す必要がある。その際、利用者は各地域の全般に広がっており、地域全体の発展・活性化に繋がる活動が求められるものとする。一方、地域に根付いた郵便局においては、長年にわたり、地場産業の掘り起こし、災害時等の情報連絡・復旧支援等高齢化が進む地域コミュニティ維持強化に多大の実績を上げている。そこで、財団においては、郵便局と連携協力し、地域コミュニティ維持強化に貢献する活動を行うことにより、広範な利用者への還元に努めることが望ましいのではないかと考える。

⑤ 国際貢献に資する取り組み

民営化を機に廃止された国際ボランティア貯金の寄付金残高は近年中に払底することから、寄付金の配分を通じた草の根国際貢献活動支援は、早晚終了することになると考えられる。一方、このような国際貢献活動は国際社会から一段と強く求められており、これまで当該寄附金による海外援助活動を行ってきた NGO の多くは、引続き国際貢献活動を継続していくため新たな援助資金の確保に迫られている。そこで、財団としては、これまでの国際ボランティア貯金寄付金の配分審査支援・監査業務等のノウハウを生かして、独自の草の根国際貢献支援事業を行うことも必要ではないかと考える。

3 新たな事業展開の方策

上記2を踏まえ、議論した結果、以下の通り、具体的な方策や手法の例示が挙げられたが、あくまでも例示であり、これ以外の方策等も含め、事業活動として具体化するに当たっては、当該方策の公益事業としての妥当性・実行可能性・難易度、寄附行為との関係、財源の手当て等を十分検討の上、その可否や優先順位を判断するとともに、その過程について透明性を高めるように配慮することが不可欠である。

その際、財団が自ら直接実施するのか、または当該活動と類似の活動を実施する他の団体等に支援・助成するのかについては、その活動内容、手当てできる財源、必要な人材などを勘案の上、総合的に判断されるべきものとする。

① 個人金融等の分野を中心とした実践的かつ戦略的な調査研究

- ・ 郵便貯金・貯蓄銀行制度等個人金融分野に掛かる各国諸制度の実態調査、各国郵便事業体と郵便利用実態に掛かる調査分析など海外情報の収集、関連の海外調査を行うと共に、金融機関利用実態調査、金融資産選択調査など国民利用者の金融行動に係る継続的な調査を実施するなど内外に亘る個人金融等に関する調査研究について拡充強化する。
- ・ 地域の資金循環をどう設計するか、資金還流の方法をどうするかなど地域金融について、金融サイドに加えて、その産業はどこからものを仕入れているのか、仕入れで払ったお金はどこにいつているのか、賃金を受け取った地元の人たちの買い物は隣県や別の都市へ行っているのではないかとというような視点から、上流から下流までの、モノの動きとお金の流れを組み合わせるような発想で、自治体主導型の地域おこしにも資するような戦略的な研究を学際的に実施する。

- ・ 内外の社会経済動向や時代の要請に応じて一定のテーマを設定して公募にかけ、その結果選定されたものにきちんと予算をつけ、研究者が1, 2年入り込んで優れた結果を出せるような課題提起型の研究助成を行う。例えば、家計消費支出データというものは発展途上国にはないので、一定のクラスの世帯など特定のサンプルをとって、世帯の個人資産や消費生活はどうなっているのかという定点観測を行い各国の家計の消費動向を比較分析する研究が考えられる。このように財団で課題を出して具体的な研究内容を公募する方式のみならず、研究プロジェクトを募って財団がその研究の必要性、戦略性、有効性などを審査する方式も検討に値する。
 - ・ 現在、財団は個人貯蓄、資産運用、関連市場に関する調査研究に一定の助成を行っているが、このように地道でかつ基礎的な研究については、公的な機関の支援を得られにくい分野であるものの、取り組んでいかないと、研究そのものが途切れてしまう可能性もあることから、社会的有用性の高いものについて継続できる方途について検討する。
 - ・ 調査研究の成果については、一般の国民がすぐに実感でき、具体的な政策提言や社会問題解決などに直接反映されることが望ましい。但し、間接的な還元や中長期的な課題解決への反映に留まるものであっても社会経済分野の喫緊の課題に直結する重要なテーマもあるので、一概に排除しないように検討する。
 - ・ 調査研究の実施や助成を検討する際には、具体的なケーススタディやサーベイの分析結果を発表し、その地域での研究者や実践的な活動家など誰もが共有できて自らの取り組みに活かせるような調査研究であること、その成果が載っている雑誌やweb が一般に注目されるものであることを一つの評価要素とすることも検討に値する。
 - ・ また、研究結果がどの程度活用されているかを測定する指標（例えばHPのアクセス数など）を用いて、常に国民の期待に応える研究がなされるように、定期的に研究テーマの評価・見直しを行う仕組みを構築することも重要である。
 - ・ 調査研究の成果については、これまで郵政事業において実施された調査研究の成果も含めて、幅広く収集・整理して電子データベースのライブラリー（電子図書館）を構築し、適時適切な保管・提供を行う。
- ② 金融教育・金融相談及びこれに関連する講師等人材の育成・確保
- ・ 学校や公民館等公的施設を活用し、男女を問わず子供からお年寄りまで各年代層を一堂に集め、ライフプランや家計管理、金銭感覚など広範なテーマについて分かりやすく具体的に教えるプロジェクトを設定し、必要な講師等を派遣する。
 - ・ 上記プロジェクトでも使えるような、例えば、こういうことに手を出したらひどい目にあつたとか、お金というものをこういうふうに考えているとか、自分の持っている財産の使い道をこんなふうに考えているというような具体的な事例や証言に基づくものでイメージが沸くような分かりやすいテキストを作成し、提供する。また、既に作成され、効果を上げているテキストや実績を積んでいる講師陣についてデータベース化し、金融教育に取り組む団体等との情報交流を行う。

- ・ 教材やテキストについては無料で配布しても使ってくれないので、子供たちが本当に関心を持って取り組んでくれるように、教材をゲームソフト化するなど、広く使われ改善を続けるための仕掛けとして、敢えて市場の評価に付すような考え方も一案。
- ・ 金融教育においては、最近の子供や親たちの金銭感覚は従前と違って金額や使い方無頓着になっているようなので、若い母親や祖父母などを対象に、お金の大切さや金融・経済の仕組みなどについて、事例を挙げながら、具体的に教えていくような実践的な金銭教育を盛り込む。
- ・ 子供たちを対象に金融教育を実施する際には、子供たちが参加しやすいように、放課後学級や塾・通信教育、ゲームソフトの会社と連携をすとか、若い母親であれば子供の習い事の待ち時間を活用できるように当該習い事の運営会社と組むとか、何らかの工夫を講じる。また、高齢者を対象にする場合は、教育内容に、金融だけでなく、健康管理とか介護とか関心の高いテーマとの組み合わせも考える。
- ・ 高齢者等ライフプラン相談センター(仮称)を主要地域に設置し、高齢者を中心に郵便局等一般の利用者に対して貯蓄、投資(社会貢献に繋がる投資等)、年金、介護、法律、税務等に関する無料相談に応じ、関連情報の提供を行う。専門相談員として、FP、社会保険労務士、社会福祉士、弁護士、司法書士、税理士等を配置し、的確な相談に応じる。専門相談員については、金融機関等で実務に携わった経験者等からの公募も検討する。(郵貯振興会が日本郵政公社等から受託していた「暮らしの相談センター」のリニューアル強化版。)
- ・ 上記相談センターには訪問できない過疎地等の高齢者を対象に、FP等による相談員で組織したキャラバン隊を巡回させて無料相談に応じ、関連情報の提供を行う(金融相談キャラバン隊巡回事業<仮称>)。効率的に出来るだけ多くの相談に応じるため、主として、相談分野は貯蓄、投資、年金の金融関係、対象者は高齢者、相談員はFP、社会保険労務士とする。特定の金融商品等を連想させることが無く、また、自治体広報等が活用できるなど相談希望者への周知等が容易であると考えられる場所、例えば自治体庁舎、公民館等公共施設のロビー、ホールを借り受けて相談業務を実施する。また、相談希望者が多く存在すると想定される老人ホーム等介護施設も巡回の対象とする。さらに、弁護士会、司法書士会、税理士会等税務・法務関係団体が実施する無料相談会等との共催も検討する。
- ・ FP、社会保険労務士など金融を中心に年金、介護等における専門資格を取得している者の中で、財団が実施する一定の研修(相談実務体験、応対技能取得など)を修了した者を登録し、これをリスト化して管理する。また、登録した人材を、金融相談業務等を行う自治体、高齢者等に対する金融教育を実施する機関(例えば彩の国いきがい大学)等に推奨、又は要請を受けて派遣する。なお、上記金融等相談事業の相談員としても、これら登録された人材を活用する。
- ・ 高齢者等社会人向けに金融教育や相談活動を行っているNPOに対し、その活動費の一部を助成するとともに、活動の実態を広く周知して社会的な認知度を高める。併せて、これら団体の情報交換の場を設け、教育・相談内容のレベル向上を図る。

- ・ 金融教育の実施及び助成に際しては、社会人、とりわけ高齢者を対象に、資産を如何に増やすかという目的の教育だけではなく、如何に地域や社会に貢献するかという視点での資産の有効活用方法やこれに関連する情報を提供する教育、また直接金融のみならず間接金融の分野における資金の流れを理解してもらうことに重点を置いた教育にも留意する。
- ③ 個人金融に直結するマイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスに掛かる活動の支援
- ・ 国内外において、地道な活動や先駆的な取り組みを行っている NGO、NPO がたくさんあるので、これらをつなぐ役割を果たすため、マイクロファイナンス情報センターといったものを構築する。このセンターにおいて、世界のマイクロファイナンス関連動向などを調査研究するプロジェクトを立ち上げ、その成果や政策提言などを報告会等で広く公表する他、セミナー、研究会等を開催して、内外の NGO 等関連団体間のノウハウの交換、人的な交流などの活動支援や助成を行う。
 - ・ マイクロファイナンスに取り組んでいる団体などで一番困っているのは、アドミニストレーションのコストをどう下げていくかということなので、そういう事務の共同化や、通信回線やコンピュータの共同処理など事務的なサービスのニーズを調査し、これらに関する相談に応じ、関連の情報を提供する業務を行う。
- ④ 郵便局と連携した地域活性化策、地域防災対策等コミュニティ強化に関する取り組みへの支援
- ・ 地場産業育成等地域活性化施策、自立支援等高齢者対策、避難訓練等地域防災対策などコミュニティ強化に、郵便局と連携して取り組む NGO 等の活動費を助成する。
 - ・ 助成申請団体の審査、助成団体の決定、助成対象活動の監査、審査委員会の運営など本件支援助成スキームの実施については、ノウハウを有する部外団体の協力を得ることも検討する。
- ⑤ 国際貢献に資する取り組み
- ・ 国内の民間団体が国際ボランティア貯金寄付金を原資として行う海外援助活動と同様のスキームで、食糧自給、教育等のベーシックヒューマンニーズを充足する活動を行う民間団体に活動費の助成を行うと共に、これら団体の活動成果発表の場の提供などを行う。

おわりに

委員会は、五回にわたる検討を加え、以上のような提言を取りまとめたが、これにより財団の事業活動の在り方を考える上での一つの方向性を示すことはできたものの、時間的制約等から、具体的な方策等については十分詰めたものとはなっていない。今後は、財団内部において、更なる検討が加えられ、この提言が、一日も早く、具体的な公益事業として構築・推進され、その成果が国民利用者全体の福祉の増進に繋がることを期待したい。

(参考)

- ① 委員会設置要綱
- ② 委員名簿
- ③ 各会合における資料と議事要旨

(注) 掲載は省いています。